令和2年	11 月臨時議会 議	案概要	担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第 141 号	議案名		計年度任用職員の給 ^は D一部改正について	ラ及び費用	用弁償に関
目 的	会計年度任用職員の期末手当支給割合について、令和2年度は据え置きとする。令和3年度より年0.05月の引き下げを行う。					
内容	(1) 会計年度任用職員の期末手当支給割合について、単年度任用という雇用形態を鑑み令和2年度は据え置きとする。 会計年度任用職員の給与条例では、期末手当について正規職員に準ずることとしており、この据え置きに必要な読み替え規定を加える条例改正を行う。 令和2年11月30日から施行 (2) 令和3年度以降の会計年度任用職員の期末手当支給割合について、令和2年度人事院勧告に準拠し、6月期、12月期それぞれ正規職員と同様の1.275月とするため、(1)で追加した読み替え規定の削除を行う。令和3年4月1日から施行					
補足事項	施行日 第1条 令和2年 第2条 令和3年					